

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 山口県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務が明示された。県では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校教職員対応要領」を定め、各市町教育委員会と連携し、チラシの作成・配布、各種研修会を通じた理解啓発を進めてきた。

また、個別の教育支援計画への合理的配慮の記載方法例を示し、保護者、本人との合意形成の下、提供する合理的配慮の定期的な評価及び柔軟な見直しにつなげる取組の必要性を周知してきた。さらに、本県においては、国事業を活用して、合理的配慮協力員を配置して、事例の収集に努めてきた。

法改正から 2 年が経過し、この間、個別具体で様々な合理的配慮提供の相談に対して、各小・中学校で主体的に取り組んでいるところであるが、現時点では、学校によって合理的配慮についての理解や、提供に際しての校内体制の構築、組織的な取組といった点で差が生じている状況がある。今後、合理的配慮の提供から評価・見直しまでのプロセスの具体的な取組を通して、全ての教員の実践力を高めていくことが必要である。

また、多様な特性に応じた合理的配慮の蓄積と共有も重要であり、特に ICT の使用については、まだ各学校現場において手探りで実践が進められている現状が散見される。今後、長期的な視点に立って、生徒の学校生活全体の中での活用を考えていくことが大切となる。

そこで県教委として、本研究を通して、県内の全ての教員が実践を重ねていく上で参考となるプロセスモデルを示すとともに、合理的配慮の観点から ICT の活用方法を整理し、もって合理的配慮の提供と引継ぎが適切に行われる仕組みを構築したいと考えた。

2. 目的・目標

《目的》

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の質の向上を図りながら、計画を活用した合理的配慮の適切な提供や確実な引継ぎについて事例を収集する。
- 合理的配慮研究事業運営協議会を設置し、収集した合理的配慮の提供に関する事例の検証を行い、県内全ての学校の参考となるプロセスモデルを構築する。
- 指定校で得た知見を、通級による指導や通常の学級における授業づくりの改善・向上に資する研修会を通して還元する。

《拠点校の目標》

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供から評価、見直しまでの一連の流れを検証、整理し、プロセスモデルを提案する。
- 教材の開発等、ICT の活用の効果を検証する。
- 小学校においては、幼稚園・保育園や中学校、中学校においては小学校や高等学校との連携の在り方を検討する。

3. 主な成果

合理的配慮の提供・評価・見直しのプロセスの中で、ポイントとなる項目の整理を「個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用」「ICT支援機器使用」の2点を軸として実践を通して着実に進めることができた。

以下に、今年度の2校の実践研究を通して整理したプロセスモデルの概要を示す。

流 れ	個別の教育支援計画の活用	I C T支援機器の使用
準備 (前提)	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員への理解啓発（全ての児童生徒が学びやすい学習環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における環境整備、温かな学級風土の構築 ○既存の学校内システムへの位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・校内コーディネーター複数制による迅速な対応、きめ細かな実態把握への備え〔(例) 管理職と特別支援教育担当〕 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の全教職員での作成・活用方法の確認 ・学校が主体的に協議を進めるが、必要に応じて専門家の意見聴取を実施 	
意思の 表明	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、本人から表明がなくても合理的配慮が必要と判断した場合は、教職員から提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者からの申し出の受け止め <ul style="list-style-type: none"> ・学校としての最終的な提供の判断は校長（本人、保護者との合意形成が前提）
調整	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による個別の教育支援計画・個別の指導計画の役割の理解を前提とした協議（実態と指導目標、指導内容の共通理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒本人の捉えや意思の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・学びやすさへの本人への随時の確認 ○関係教職員による特性等を踏まえた適切な方法の検討及び調整
決定	<ul style="list-style-type: none"> ○生活上の様々な場での配慮の中から必要な配慮を絞り込み <ul style="list-style-type: none"> ・早期からの試行的な提供とその整理 ・取り組みながら提供すべき配慮を絞り込んでいく方向性を、本人、保護者、教職員間で共有 ○正確な認知特性の把握に基づく提供内容の決定 (課題) <ul style="list-style-type: none"> ・より精度の高い実態把握の在り方の検証 ・諸計画を活用した引継ぎの一層の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な認知特性の把握に基づく提供内容の決定 ○正確な評価につなげるための、随時の評価と見直し <ul style="list-style-type: none"> ・配慮の提供機会を多く設定することで、評価の材料を増やす。 ・(将来的に) 本人から提供を依頼する力の育成 (課題) <ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた支援の妥当性の検証 ・テストにおける I C T支援機器使用やルビふり問題の妥当性の検証 ⇒今後、テストの問題分析や成績の推移等を分析しながら、より精度をあげていく。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

《光井小学校の取組》

◇「合理的配慮」について教職員の理解を深める教職員研修の実施

◇教職員全員がかかわる「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成

◇学校での気付きからスタートするプロセスモデルの策定に向けた実践

以下に成果を○印、課題を●印で示す。

〈実践概要及び成果と課題〉

a) 感覚過敏がある自閉症児の登校しぶりの傾向に対する合理的配慮の提供

○合理的配慮か否かの合意形成に時間を多くかけることによる支援の遅れを避け、「実践・評価・改善を短期間で迅速に行う」という意識の保護者、教職員間での共有

○実践を通じた「自立活動の指導」「合理的配慮の提供」の関係性の整理

○通級による指導担当者と通常の学級担任との連携による児童のセルフマネジメント能力の育成

b) 読み書きに困難のある児童に対する合理的配慮の提供

○多角的な実態把握による提供までの手続きの検討の在り方に関する整理

○ルビふり等、実施した配慮の効果を本人が意識することによる学びへの意欲の向上

●児童の困難さに対する、在籍する学級でのICT支援機器を活用した具体的な合理的配慮の提供

《光井中学校の取組》

◇現在の分掌組織、校内体制を最大限活用したプロセスの構築に向けた検討

◇提供する合理的配慮の全教職員での共有と協働した実践

◇通級による指導担当者と通常の学級担任の連携

以下に、成果を○印、課題を●印で示す。

〈実践概要及び成果と課題〉

a) LDの疑いがあり、書字に苦手さのある生徒に対する合理的配慮の提供

○全教職員によるケース会議での個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成による、提供する合理的配慮の共有

●通常の学級での確実な合理的配慮の提供と、見直しによる精度の向上の図り方

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

(エ) 中学校の定期試験におけるICT等支援機器を使用した合理的配慮の研究

《光井中学校の取組》

(再掲)

- ◇現在ある学校システムを最大限活用したプロセスの構築に向けた検討
- ◇提供する合理的配慮の全教職員での共有と協働した実践
- ◇通級による指導担当者と通常の学級担任の連携

- b) LD傾向であり、書字に苦手さのある生徒に対する合理的配慮の提供
- 本人への確認を通じた、提供する合理的配慮の見直しの在り方の整理
 - 分かりやすい授業づくりに向けた教職員のICT支援機器活用への意識の高まり
 - 代替機器としてのICT支援機器活用の理解と活用の促進

5. 今後の課題と対応

実践研究を通じた今年度の取組を受け、本県全ての公立小・中学校で、確実に必要な合理的配慮の提供がなされるために、引き続き指定校の実践研究を通して以下の課題について解決を図っていくこととしている。

- (1) 提供する合理的配慮の判断と適切な評価・改善を進めるために
 - ・必要な合理的配慮の提供を進めていくための正確な実態把握の在り方
 - ・迅速な提供につなげるために大切となるポイントの整理
 - ・提供した合理的配慮の効果の検証の在り方
- (2) ICTを使用した合理的配慮の提供を進めるために
 - ・「教材として使用する」から「集団の中で、支援機器、代替機器として児童生徒自身が主体的に使用する」ことへの理解を図り、学校全体で組織的に活用を進めていく上での課題の整理

6. 拠点校について

(小学校)

指定校名：光市立光井小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	48	2	48	2	51	2	53	2	61	2	50	2
特別支援学級	2	2	2	2	5	3	2	2	7	3	5	2
通級による指導 (対象者数)	1		5		6		4		12		7	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセラー	その他	計
教職員数	1	2		23	1			1	2		2	32

※特別支援校育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的、肢体不自由、難聴、自閉症・情緒

※通級による指導の対象としている障害種：知的障害を除く全障害種

(中学校)

指定校名：光市立光井中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	68		2		58		2		66		2	
特別支援学級	7		3		3		2		1		1	
通級による指導 (対象者数)	7				0				0			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1		16	1		2	1	1	1	1	25

※特別支援教育コーディネーターの配置人数 1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的、弱視、自閉症・情緒

※通級による指導の対象としている障害：知的障害を除く全障害種

7. 問い合わせ先

組織名：

- (1) 担当部署 山口県教育庁特別支援教育推進室
- (2) 所在地 山口県山口市滝町1-1
- (3) 電話番号 083-933-4615
- (4) FAX 番号 083-933-4619
- (5) メールアドレス a503001@pref.yamaguchi.lg.jp